

○埼玉県警察犯罪被害者支援要綱

平成 28 年 6 月 17 日

務 第 1540 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察犯罪被害者支援要綱の制定について（通達）

本県警察においては、これまで、犯罪被害者の視点に立った各種施策を総合的に推進してきたところであるが、犯罪被害者支援の着実な推進及び更なる取組の強化を図るため、別添のとおり埼玉県警察犯罪被害者支援要綱を制定し、平成 28 年 6 月 17 日から実施することとしたから、引き続き積極的な犯罪被害者支援に取り組まれない。

なお、埼玉県警察犯罪被害者支援要綱の制定について（平成 23 年務第 2103 号）は、平成 28 年 6 月 17 日限り、廃止する。

別添

埼玉県警察犯罪被害者支援要綱

第1 趣旨

この要綱は、犯罪被害者等の置かれている現状を踏まえ、犯罪被害者等の視点に立った総合的な施策を推進するために必要な基本的事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

- (1) 犯罪被害者等 事件又は事故の被害者及び事件又は事故に準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者並びにその家族又は遺族（被害者が未成年のときは、その保護者又はこれに代わるべき者）をいう。
- (2) 犯罪被害者支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるように支援する取組をいう。

第3 基本理念

犯罪被害者支援は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）及び埼玉県犯罪被害者等支援条例（平成30年埼玉県条例第10号）に定める基本理念に従い、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）及び同条例の目的を達成するため、犯罪被害者等の支援に関する指針（平成20年国家公安委員会告示第25号）に定められた基本的事項等に留意しながら実施しなければならない。

第4 犯罪被害者支援推進体制

1 犯罪被害者支援施策推進統括責任者

- (1) 警察本部に犯罪被害者支援施策推進統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、警察本部長をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、犯罪被害者支援に関する施策の推進を統括する。

2 犯罪被害者支援施策推進責任者

- (1) 警察本部に犯罪被害者支援施策推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置き、総務部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長及び警備部長をもって充てる。
- (2) 推進責任者は、総合的な犯罪被害者支援を推進するため、所掌事務の範囲内において、犯罪被害者支援に関する施策を推進する。

3 報告

警務部長は、統括責任者及び推進責任者（警務部長を除く。）に対して、原則として1年度に1回以上、犯罪被害者支援に関する施策の推進状況について報告する。

実施日

- 1 この通達は、平成28年6月17日から実施する。
- 2 犯罪捜査参考人に対する協力謝金の支給要綱（平成12年埼例規第29号・会・生安・刑総・交企・公一）の一部を次のように改正する。

第1条中「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年務第2103号）」を「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成28年務第1540号）」に改める。

- 3 埼玉県迷惑行為防止条例の運用について（平成17年生安第933号）の一部を次のように改正する。

第3の3(3)中「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年務第2103号）」を「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成28年務第1540号）」に改める。

- 4 女性・子どもを守る施策推進要領（平成12年埼例規第79号・生安）の一部を次のように改正する。

第3各列記以外の部分中「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年務第2103号）」を「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成28年務第1540号）」に改め、同第3の1(2)ア中「性犯罪女性指定捜査員運用要綱（平成9年埼例規第10号・刑総）」を「性犯罪女性指定捜査員運用要綱（平成9年埼例規第10号・捜一・刑総）」に改める。

- 5 ストーカー行為等の規制等に関する法律関係事務取扱要領（平成25年生企第8796号）の一部を次のように改正する。

第12の2(3)中「ストーカー対策編成表」を「ストーカー対策班編成表」に改め、同第12の3(3)中「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成23年務第2103号）」を「埼玉県警察犯罪被害者支援要綱（平成28年務第1540号）」に改める。

実施日（平成29年3月27日務第817号）

この通達は、平成29年4月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。

実施日（平成 30 年 6 月 14 日務第 1483 号）

- 1 この通達は、平成 30 年 6 月 14 日から実施する。
- 2 犯罪捜査参考人に対する協力謝金の支給要綱（平成 12 年埼例規第 29 号・会・生安・刑総・交企・公一）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「犯罪被害者」を「犯罪被害者等」に改める。

実施日（平成 31 年 3 月 29 日務第 827 号）

この通達は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和元年 6 月 24 日務第 1470 号）

この通達は、令和元年 7 月 1 日から実施する。

実施日（令和 2 年 3 月 18 日務第 602 号）

この通達は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

実施日（令和 3 年 3 月 12 日務第 489 号）

この通達は、令和 3 年 3 月 19 日から実施する。

実施日（令和 3 年 9 月 7 日務第 1617 号）

この通達は、令和 3 年 9 月 16 日から実施する。

実施日（令和 4 年 2 月 24 日務第 472 号）

この通達は、令和 4 年 2 月 24 日から実施する。